



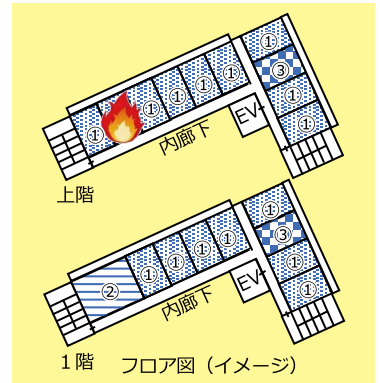
【はじめに】

昨年、大阪市内でサービス付き高齢者向け住宅(以下「サ高住」という。)において火災が発生しました。ある1室で出火し、3人の死傷者が出てしまいました。

予防部予防課では、この火災事案を受けて、「サ高住」の消防法施行令(以下「令」という。)別表第1の取扱いについて、考え方を整理しました。

【火災のあった建物状況】

建物の部屋の構成は、①の部分は入居者の住居スペース、②の部分は弁当を作る厨房、③の部分はヘルパーの待機・事務スペースとして使用しているもので、一見、有料老人ホームのようでした。福祉部局が現地調査を実施した結果、「有料老人ホームに該当しないもの」と判断されました。その理由は、①、②、③を使用又は管理する事業者は事業連携などの関係性がなく、それぞれの独立した事業が存する施設と判定されたためです。



【サービス付き高齢者向け住宅とは?】

「サ高住」とは、高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正(平成23年法律第32号)により創設された介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅を言います。このような住宅は、令別表第1のいずれの用途として取り扱うのでしょうか?

【令別表第1の用途の判定】

1. (6)項口(1)又は八(1)「有料老人ホーム」とは

老人福祉法第29条第1項に規定する「有料老人ホーム」に該当するものは、令別表第1(6)項口(1)又は八(1)の「有料老人ホーム」として取り扱います。

Point!

「サ高住」の共用スペースに次の場所などを有するものは「有料老人ホーム」となります

- ・事業者による食事の提供の場となる食堂
- ・事業者による介護サービスの提供の場となる共同浴室

※有料老人ホームとしての取扱いが不明確な場合は、福祉部局と連携の上、適切に判断する



法令抜粋

- 消防法施行令別表第1(6)項口(1)又は八(1)
有料老人ホーム…その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの
- 消防法施行規則第5条第6項第1号
令別表第1(6)項口(1)に規定する避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設(同項イに掲げるものを除く。)
- 消防法施行規則第5条第8項
令別表第1(6)項八(1)の総務省で定めるものは、老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設(同項イ及びロ(1)に掲げるものを除く。)とする。

- 老人福祉法第29条第1項
有料老人ホーム(老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの(以下「介護等」という。)の供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。)をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。)
- 老人福祉法施行規則第20条の3第1項(厚生労働省令で定めるもの)
法第29条第1項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、洗濯、掃除等の家事又は健康管理とする。